

霧島市条例第 31 号
令和 4 年 10 月 1 日

霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市における学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第 3 条第 1 項に規定する学校給食及び霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 108 号）別表第 1 に掲げる霧島市立の幼稚園において市が実施する給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、市が設置する幼稚園、小学校及び中学校（霧島市立塚脇小学校若駒分教室及び霧島市立牧之原中学校若駒分校を除く。）において学校給食を実施するものとする。

(学校給食の申込み)

第 4 条 学校給食の提供を受けようとする幼児、児童又は生徒の保護者等は、規則で定める書類を市長に提出することにより学校給食の申込みをしなければならない。

(学校給食費の徴収)

第5条 市長は、学校給食の提供を受ける幼児、児童若しくは生徒の保護者等又は学校給食の提供を受ける者（以下「学校給食費負担者」という。）から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第6条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日（次条において「納付期限」という。）までに納付しなければならない。

(督促)

第7条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(学校給食費の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。